

# 『ありがとうファンド』 (愛称:『ファンドの宝石箱』)

追加型投信／内外／資産複合  
分配金再投資専用

投資信託説明書  
(請求目論見書)  
2011.12

## ありがとう投信

Arigato Asset Management Inc.

(課税上は株式投資信託として取り扱われます。)

(本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。)

この投資信託説明書(目論見書)により行う『ありがとうファンド』の受益証券の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により平成23年11月30日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成23年12月1日に生じております。

・『ありがとうファンド』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険及び保険契約者保護の対象ではありません。また投資者保護基金の支払の対象とはなりません。

・『ありがとうファンド』は、国内外の投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建て投資信託証券に投資する場合には為替の変動もあります。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、**基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。**

・ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクは、お客様のご負担となります。

もちろん、ファンドへの投資による損益も、全てお客様に帰属します。

有価証券届出書提出日 : 平成23年11月30日提出  
発行者名 : ありがとう投信株式会社  
代表者の役職氏名 : 代表取締役 岡 大  
本店の所在の場所 : 東京都台東区上野三丁目19番4号

#### 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : ありがとうファンド  
募集内国投資信託受益証券の金額 : 5,000 億円を上限とします  
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当ありません

## <目 次>

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	9
3【投資リスク】	25
4【手数料等及び税金】	27
5【運用状況】	31
第2【管理及び運営】	39
1【申込（販売）手続等】	39
2【換金（解約）手続等】	40
3【資産管理等の概要】	40
4【受益者の権利等】	43
第3【ファンドの経理状況】	45
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	54
第三部【委託会社等の情報】	56
投資信託約款	

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

『ありがとうファンド』

(以下、「当ファンド」といいます。また、愛称として「ファンドの宝石箱」という名称をつけることがあります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

当ファンドは、分配金再投資専用です。

当初1口当り元本1円（1万口当り元本金額1万円）。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付け又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円相当口を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額（注）とします。

（注）「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、そのときの受益証券口数で除した金額（1口当りの純資産価額）をいい、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、基準価額の照会先（電話番号及びホームページのアドレス）は以下のとおりです。又、原則として翌日の日本経済新聞に、便宜上1万口当りに換算した価額で掲載されます。

ありがとう投信株式会社

電話 03-5807-9710

ホームページ <http://www.39asset.co.jp/>

受付時間 8時30分～17時30分（定休日：土・日・祝日）

### (5)【申込手数料】

販売手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1 千円以上 1 円単位(※)

※ 収益分配金を再投資する場合は、1 円単位とします。

(7) 【申込期間】

平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

以下の場所において申込みの取扱いを行います。

ありがとう投信株式会社 カスタマーサービス部

電話 03-5807-9710

(受付時間は原則営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までです)

上記会社(以下「販売会社」といいます。)の本・支店等において申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、原則として申込日に、販売会社にご入金ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託金が行なわれる日に、委託会社である  
ありがとう投信株式会社の口座を経由して、受託会社である野村信託銀行株式会社のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払い下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

①申込みの方法

- ・当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間の毎営業日に受け付けます。当該受益権の価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。申込みは 1 千円以上 1 円単位で行うものとし、買付口数の計算で生ずる 1 口未満の端数は切り上げます。  
取得申込みの受け付けは原則として午後 3 時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・受益権の取得申込者は販売会社または販売会社の指定する口座管理機関との間で、「総合取引約款」による「証券投資信託の総合取引に関する契約」及び「投資信託受益権振替決済口座管理約款」による契約、また「自動けいぞく投資約款」による契約を締結します。
- ・販売会社および口座管理機関によっては「総合取引約款」、「証券投資信託の総合取引に関する契約」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「自動けいぞく投資約款」と同様の権利義務を規定するものの、名

称の異なる契約を使用することがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ・当ファンドのお取引については、金融商品取引法第 37 条の 6 に定める「書面による契約の解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みを制限すること、および当該取得申込みの受付けを中止すること、ならびに既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

③日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

〈ファンドの目的〉

当ファンドは 投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的に、じっくりと運用することを目的としています。

〈ファンドの基本的性格〉

ファンド・オブ・ファンズ

\*「ファンド・オブ・ファンズ」とは、「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定される投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。

〈ファンドの特色〉

- ①景気変動の大きなサイクルに沿ったアセットアロケーションを複数のファンドに分散投資しながら行っています。
- ②運用方針が明確で、一貫しているファンドに 長期的な観点から継続的な投資を行います。
- ③組み入れファンドの選択に当たっては、運用資産が安定し、そのファンドの投資家に支持され続けていることを重要視します。
- ④基準価額の推移を常に見守り、ファンドの運用方針と運用の成果との整合性をチェックします。

○当ファンドの社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

商品分類	単位型・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合、資産配分変更型））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル（日本を含む）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ

- **追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
- **内外**：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。
- **資産複合**：目論見書又は投資信託約款において、株式・債券・不動産投信・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。
- **資産配分変更型**：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの、もしくは固定的とする旨の記載がないもの。
- **年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの。

○ グローバル（日本を含む）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの。

※ 商品分類・属性区分の定義についての詳細は社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。  
[\(http://www.toushin.or.jp/\)](http://www.toushin.or.jp/)

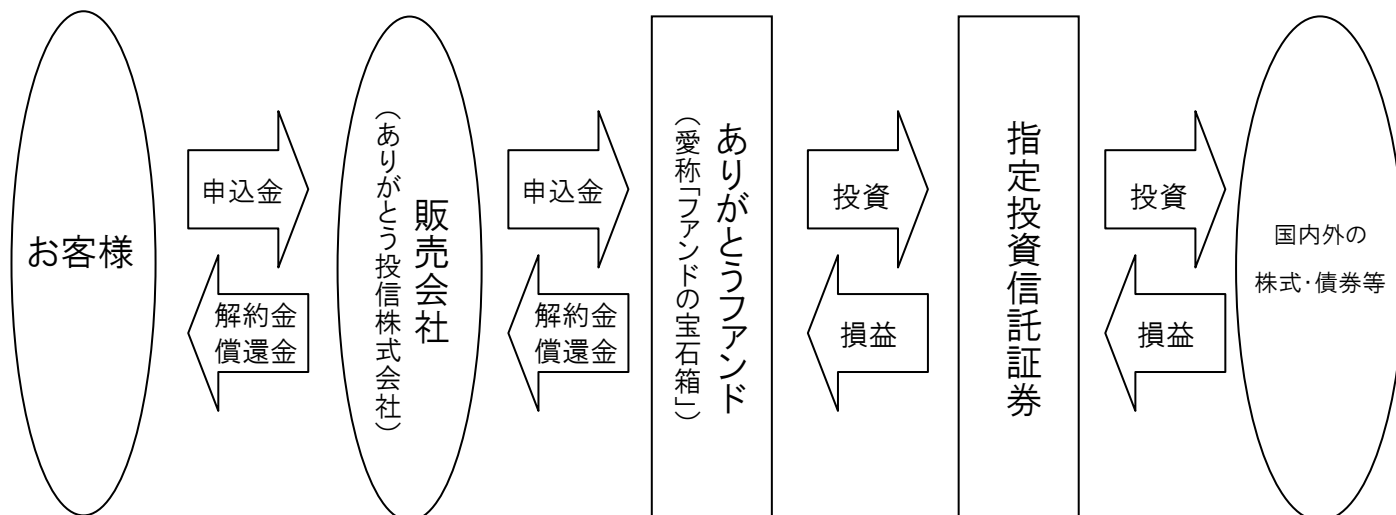
ファンドにおける指定投資信託証券

投資信託証券の名称	以下各々下記の名称で記載する場合があります。
さわかみファンド	—
トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）	トヨタグループ株式ファンドF
社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）	社会貢献ファンド
TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）	TMA長期投資ファンド
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA （適格機関投資家限定）	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ ファンドSA
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファン ドSA （適格機関投資家限定）	ニッポンコムジェスト・エマージング マーケット・ファンドSA
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007（適格機関投資家専用）	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007
コモンズ30ファンド（適格機関投資家用）	コモンズ30ファンド
キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカ ム・ファンドクラスX(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)※	キャピタル・インターナショナル・U Sグロースアンドインカム・ファンド

※平成 23 年 11 月 30 日付で指定投資信託証券に加わりました。

<ファンド・オブ・ファンズについて>

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に国内外の株式等に投資を行なう、  
 ファンド・オブ・ファンズです。



①各ファンドが主要投資対象とする各投資信託証券の運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針 (参考) 指定投資信託証券について」をご参照ください。

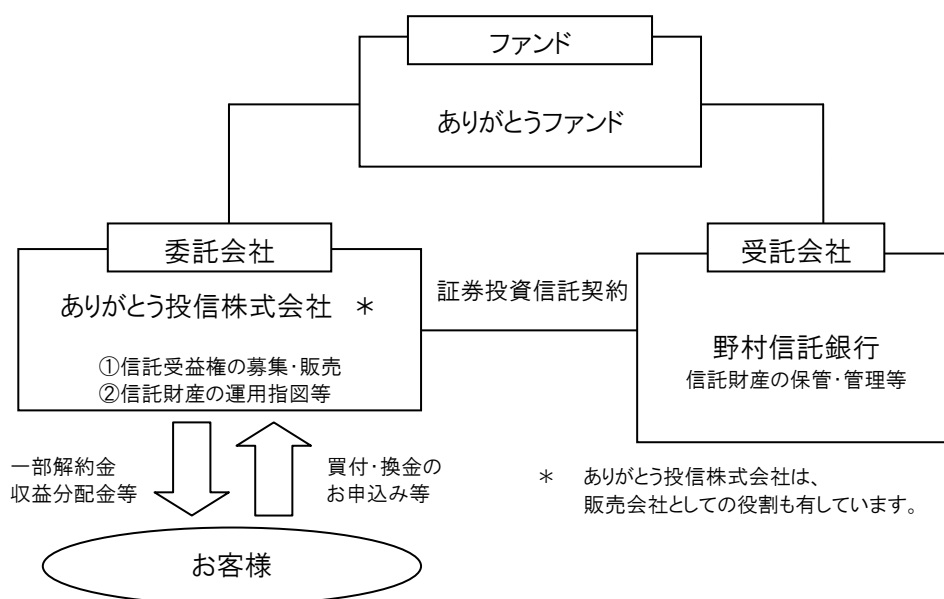
受益証券の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成 16 年 9 月 1 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始  
 平成 19 年 1 月 4 日 投資信託振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



<事業内容>

a.委託会社

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

b.受託会社

信託財産の保管・管理業務などを行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社へ交付を行います。

c.販売会社

受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金の支払い等を行います。

\* 委託会社及び受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。なお、委託会社自らの募集・販売にかかる受益権については、販売会社への配分に相当する金額を委託会社が收受します。

<委託会社が関係法人と締結している契約等の概況>

・ 受託会社（証券投資信託契約）

ファンドの根幹となる運用方針、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託約款で規定しています。

・ 販売会社

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係わる業務の内容、一部解約に関する事務の内容、及びこれらに関する手続き等について規定しています。

② 委託会社の概況

委託会社名：ありがとう投信株式会社

住 所：東京都台東区上野三丁目 19 番 4 号

a. 資本の額（平成 23 年 10 月末日現在）

資本金	265 百万円
発行する株式の総数	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

b. 会社の沿革

平成 16 年 3 月 9 日	：	「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000 万円）
平成 16 年 3 月 31 日	：	増資 5,000 万円（資本金 15,000 万円）
平成 16 年 7 月 20 日	：	「投資信託委託業」（第 32 号）認可
平成 19 年 4 月 2 日	：	増資 3,000 万円（資本金 18,000 万円）
平成 19 年 9 月 30 日	：	金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第 304 号）
平成 20 年 9 月 30 日	：	増資 2,000 万円（資本金 20,000 万円）
平成 21 年 3 月 30 日	：	増資 2,500 万円（資本金 22,500 万円）
平成 22 年 3 月 9 日	：	増資 4,000 万円（資本金 26,500 万円）

c.大株主の状況（平成 23 年 10 月末日現在）

発行済株式の総数 (a) 及び資本金	26,500 株 265,000 千円		
氏名、商号または名称	住 所	保有株式数 (b)	比 率 (b/a)
石 塚 久 美 雄	北海道 札幌市	17,800 株	67.17%
村 山 甲 三 郎	東京都 世田谷区	5,300 株	20.00%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### A.基本方針

当ファンドは、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、複数のファンドに分散投資することを基本とします。

#### B.投資態度

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用成果については、特定のベンチマークを設けることはしません。

短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

#### C.運用の特色

1. 経済の変動のダイナミズムを先取りしたアセットアロケーションを前提にファンドの組成に取り組む方針を一貫して行います。
2. ファンド・オブ・ファンズの対象ファンドの選択に当たっては、ファンド運用方針が明確で、一貫性があることを重視し、ファンド・オブ・ファンズのパフォーマンスへの寄与を明確にします。ファンド選択の基準としては、運用資金が安定的に推移し、そのファンドの顧客から継続して支持を受けていることも重要な条件とします。また、運用内容のチェックとして、基準価額の推移が運用方針と整合性を持っているかどうかも重要な判断基準とします。

#### (参考)指定投資信託証券の概要

※下記の概要は、平成23年10月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

※各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

#### [1] さわかみファンド

投資信託協会分類	追加型投信／内外／資産複合
委託会社	さわかみ投信株式会社
ベンチマーク	なし

#### [2] トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）

投資信託協会分類	追加型投信／国内／株式
委託会社	トヨタアセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

[3] 社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。（参考：国内株式型）
委託会社	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

[4] TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信／内外／資産複合
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
ベンチマーク	なし

[5] ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信／海外／株式
委託会社	日本コムジェスト株式会社
ベンチマーク	なし

[6] ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信／海外／株式
委託会社	日本コムジェスト株式会社
ベンチマーク	なし

[7] ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド2007（適格機関投資家専用）

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。（参考：国際株式型）
委託会社	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

[8] コモンズ30ファンド（適格機関投資家用）

投資信託協会分類	追加型投信／内外／株式
委託会社	コモンズ投信株式会社
ベンチマーク	なし

[9] キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカム・  
ファンドクラスX(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	キャピタル リサーチ アンド マネジメント カンパニー
ベンチマーク	S & P 500

※平成 23 年 11 月 30 日付で指定投資信託証券に加わりました。

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成23年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成23年10月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用私募）・（適格機関投資家限定）・（適格機関投資家専用）・（適格機関投資家用）・（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

種類・項目	さわかみファンド
運用の基本方針	
基本方針	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。
投資対象および投資制限	国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。
投資態度	運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。 上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。 当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しませんし、短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。
収益分配方針	収益の分配は、年に1回とします。 分配金額は、基準価額水準、市況動向、等を勘案して決定します。（分配を行わないこともあります。） 分配金は、税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率 1.05%（税抜 1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	1.5%（ただし、一部解約の額が信託財産留保金の控除前で 50 万円以下の場合に限り、信託財産留保金は控除されません。）
その他の費用	①ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。 ②その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。
その他	
委託会社	さわかみ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 328 号 (社)投資信託協会加入／(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第 29 号 所属協会：全国銀行協会、社団法人信託協会、日本証券業協会、 社団法人日本証券投資顧問業協会
信託期間	無期限
決算日	毎年 8 月 23 日の年 1 回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。

種類・項目	トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）
運用の基本方針	
ファンドの目的	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を通じて、トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車及びそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
基本方針	<p>①トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社のうち、主としてわが国の取引所第一部に上場している株式を投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。 ※グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書及びこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。</p> <p>②ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行います。</p> <p>③マザーファンドの受益証券の組入れ比率は、通常の状態では高位を保つことを基本とします。</p> <p>④株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>⑤この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。</p> <p>⑥なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義などに大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>*当ファンドは、予め定められた一定の方針により投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。</p>
投資対象	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式などに直接投資することもあります。
投資制限	<p>①株式への投資割合等には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>③新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>④同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
収益分配方針	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.378%（税抜0.360%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買時の売買委託手数料及び先物・オプション取引に要する費用等</li> <li>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。）、借入金の利息及び立替金の利息等</li> </ul>
その他	
委託会社	トヨタアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第366号 （社）投資信託協会加入／（社）日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号 日本証券業協会加入／（社）金融先物取引業協会加入／（社）投資信託協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年11月13日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	ALAMCO 社会貢献マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。
運用方針	<p>①わが国の株式を投資対象とし、ビジネスを通じて社会的課題に積極的に取り組み、社会に貢献する企業の株式に投資するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>②原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持し、非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は信託財産総額の 50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。</p>
投資制限	<p>①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>⑤外貨建資産への投資は行いません。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（9月20日、ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。</p> <p>①収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。</p> <p>②収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率 0.84%（税抜 0.80%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <p>監査費用（純資産総額に対し、年率 0.00525%（税抜 0.005%）） ※ただし、年 42 万円（税抜 40 万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買時の売買委託手数料及び先物・オプション取引に要する費用等</li> <li>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、借入金の利息及び立替金の利息等</li> </ul>
その他	
委託会社	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 301 号 (社)投資信託協会加入／(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 34 号 日本証券業協会加入／(社)金融先物取引業協会加入／(社)日本証券投資顧問業協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年 9 月 20 日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。 （参考）マザーファンドの主な投資対象：国内外の株式および国内外の債券
運用方針	<p>&lt;運用の基本方針&gt;</p> <p>この投資信託は、主として「東京海上長期投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。</p> <p>&lt;主要投資対象&gt;</p> <p>主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。</p> <p>&lt;投資態度&gt;</p> <p>①国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。</p> <p>③実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益分配方針	無分配
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率 0.49875%（税抜 0.475%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約時の基準価額の 0.3%
その他費用	監査報酬（純資産総額に対し、税込年 0.0105%（上限 31.5 万円）、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
その他	
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 361 号 （社）投資信託協会加入／（社）日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社（日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託） 金融商品取引業者 関東財務局長（登金）第 15 号
信託期間	無期限
決算日	毎年 5 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目		ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針		
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。	
運用方針	<p>① コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>② 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>⑤ 有価証券の貸付は行ないません。</p>	
投資制限	<p>① 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④ 新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑧ 外国為替予約取引は約款第25条※の範囲で行います。</p> <p>※約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>	
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>	
ファンドにかかる費用		
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）	
販売手数料	なし	
信託財産留保金	なし	
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等</li> <li>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。）</li> <li>・借入金の利息及び立替金の利息等</li> </ul>	
その他		
委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 （社）投資信託協会加入	
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号 所属協会：全国銀行協会、社団法人信託協会、日本証券業協会、 社団法人日本証券投資顧問業協会	
信託期間	無期限	
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）	

種類・項目	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>① コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>② 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>⑤ 有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>① 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④ 新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑧ 外国為替予約取引は約款第25条※の範囲で行います。</p> <p>※約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等</li> <li>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。）</li> <li>・借入金の利息及び立替金の利息等</li> </ul>
その他	
委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 （社）投資信託協会加入
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号 所属協会：全国銀行協会、社団法人信託協会、日本証券業協会、 社団法人日本証券投資顧問業協会
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド 2007 (適格機関投資家専用)
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	①ハリス・アソシエイツ・エル・ピーに外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として日本を除く世界各国の株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、資金の流出入動向によっては、マザーファンド受益証券の組入比率を高位に維持できない場合があります。 ③外貨建資産については、原則として、対円で為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる為替予約取引を行うことがあります。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。 ⑤信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金等の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れを行うことができます。
投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④約款第30条に定める場合を除き、外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲で行います。
収益分配方針	毎決算時（3月9日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価損益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。 ②収益分配金は、委託者が、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。 ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.365%（税抜1.30%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
監査報酬	純資産総額に対し、年率0.00525%（税抜0.005%） ※ただし、年42万円（税抜40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。
その他の費用	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、公社債の借入れにかかる費用、借入金の利息ならびに外国為替予約取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
その他	
委託会社	朝日ライフアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第301号 （社）投資信託協会加入／（社）日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第34号 日本証券業協会加入／（社）日本証券投資顧問業協会加入／（社）金融先物取引業協会加入
投資顧問会社	ハリス・アソシエイツ・エル・ピー
信託期間	無期限
決算日	毎年3月9日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	コモンズ 30 ファンド（適格機関投資家用）
運用の基本方針	
投資対象	親投資信託である「コモンズ 30 マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主としてマザーファンドの受益証券に投資することで、国内外の金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 ②マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市場動向によっては、国内外の株式等に直接投資する場合があります。 ③運用の基本方針となるベンチマークは設定しません。 ④株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の 30%以上で機動的に変更できるものとします。 ⑤大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
投資制限	①株式への実質投資割合には、制限をもうけません。 ②外貨建資産の実質投資割合には、制限を設けません。 ③投資信託証券（但し、マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ④先物取引等は約款第 23 条の範囲で行います。 ⑤スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。 ⑥金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 25 条の範囲で行います。
収益分配方針	年 1 回の毎決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 当ファンドは分配金再投資専用です。よって、分配金は税金が差引かれた後、自動的に再投資されます。なお、収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年 0.63%（税抜 年 0.60%）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	信託事務の処理に要する諸費用等は、投資信託財産中から支弁します。また、この信託の監査にかかる費用として、純資産総額の年 0.05%（税抜き）または 32 万円（税抜き）を上限として負担いただきます。
その他	
委託会社	コモンズ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2061 号 （社）投資信託協会加入
受託会社	株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第 3 号 日本証券業協会加入／（社）金融先物取引業協会加入
信託期間	無制限
決算日	毎年 1 月 18 日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目	キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカム・ファンド クラスX(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人／ルクセンブルグ籍／円建て
投資態度	米国に本拠を置く、もしくは米国に主たる営業拠点を置く企業の発行する証券への投資を通じて長期的な資本の増加及び配当を目的として投資されます。 徹底した企業調査に基づいて企業の本質的価値に注目したアクティブ運用を行い、長期的に市場を上回るパフォーマンスを目指します。 また、複数のマネージャーによるチーム運用によりポートフォリオの多様性を確保しており、リターンの変動を穏やかにすることも狙っています。
投資対象	ファンドのポートフォリオは、主として、以下の譲渡性証券およびマネーマーケット商品に投資されます。 ①適格国（米国）の証券取引所に上場しているもの。 ②その他規制のある市場で取引されているもの。 ③発行後1年以内に上記いずれかの要件を満たすもの。 ※ファンドは、法律、規制および事務的慣行によって定められた条件下において、効率的にポートフォリオを運用するために、もしくは最適な通貨配分の達成を図るために、ルクセンブルグ法または金融監督委員会（CSSF）通達で認められた金融派生商品を利用する場合があります。
主な投資制限	・ 貴金属、コモディティ、不動産への投資、証券の信用買い付けは行いません。 ・ ポートフォリオの10%を制限として米国に本拠を置かない、もしくは米国において主たるビジネス拠点を持たない発行体の証券へ投資することができます。また25%を制限にファンドの資産を現金もしくは債券への投資とすることができます。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年1.00%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	・ ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大0.1% ・ カストディー・フィー 最大0.03% ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	
委託会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
受託会社	ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無制限
決算日	原則として毎年12月末日
※平成23年11月30日付で指定投資信託証券に加わりました。	

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成23年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

〔さわかみ投信株式会社〕

平成08年（1996年）07月	さわかみ投資顧問（株）を設立、投資顧問業の登録
平成11年（1999年）04月	商号をさわかみ投信（株）に変更
平成11年（1999年）05月	投資一任業務の認可、投資信託委託業務の認可
平成11年（1999年）08月	「さわかみファンド」設定
平成19年（2007年）09月	金融商品取引業の登録

〔トヨタアセットマネジメント株式会社〕

平成 02 年（1990 年）02 月	千代田火災投資顧問（株）を設立
平成 04 年（1992 年）03 月	投資一任業務認可取得
平成 11 年（1999 年）09 月	商号を千代田火災アセットマネジメント（株）に変更
平成 11 年（1999 年）12 月	証券投資信託業の認可を取得
平成 12 年（2000 年）06 月	商号をトヨタアセットマネジメント（株）に変更
平成 13 年（2001 年）03 月	公募投信の設定、運用を開始
平成 19 年（2007 年）09 月	金融商品取引業の登録

〔朝日ライフ アセットマネジメント株式会社〕

昭和 60 年（1985 年）07 月	会社設立
昭和 62 年（1987 年）02 月	証券投資顧問業の登録
昭和 62 年（1987 年）06 月	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成 11 年（1999 年）04 月	商号を朝日ライフ アセットマネジメント（株）に変更
平成 11 年（1999 年）04 月	証券投資信託委託業の認可取得
平成 19 年（2007 年）09 月	金融商品取引業の登録

〔東京海上アセットマネジメント投信株式会社〕

昭和 60 年（1985 年）12 月	東京海上エム・シー投資顧問株式会社を設立
昭和 62 年（1987 年）02 月	投資助言業者として登録
昭和 62 年（1987 年）06 月	投資一任業務認可取得
平成 10 年（1998 年）05 月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更、投信業務免許取得
平成 19 年（2007 年）09 月	金融商品取引業の登録

〔日本コムジェスト株式会社〕

平成 19 年（2007 年）03 月	日本コムジェスト株式会社設立
平成 19 年（2007 年）12 月	金融商品取引業の登録

〔コモンズ投信株式会社〕

平成 19 年（2007 年）11 月	コモンズ投信株式会社設立
平成 20 年（2008 年）10 月	金融商品取引業の登録

〔キャピタル リサーチ アンド マネジメント カンパニー〕

1931 年に創業し、世界的な資産運用ビジネスを展開するキャピタル・グループ・カンパニーのひとつで米ロスアンジェルスに本拠地を置いている投資顧問会社です。

## (2)【投資対象】

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。当ファンドは、以下に示す投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます）を主要投資対象とします。

### 指定投資信託証券

- ・ さわかみファンド
- ・ トヨタグループ株式ファンド F（適格機関投資家専用私募）
- ・ 社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）
- ・ TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
- ・ ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド S A（適格機関投資家限定）
- ・ ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンド S A（適格機関投資家限定）
- ・ ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007（適格機関投資家専用）
- ・ コモンズ 30 ファンド（適格機関投資家用）
- ・ キャピタル・インターナショナル・U S グロースアンドインカム・ファンドクラス X  
（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）※平成 23 年 11 月 30 日付で指定投資信託証券に加わりました。

\* 上記は平成 23 年 10 月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

\* 指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

\* なお デリバティブの直接利用は行いません。

### ① 投資の対象とする資産の種類（約款第 13 条）

- a. 有価証券
- b. 金銭債権
- c. 約束手形
- d. 為替手形

### ② 投資対象とする有価証券（約款第 14 条）

1. 別に定める証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）または、外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
2. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
3. 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、前号の性質を有するもの
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券の新株予約権証券および短期社債等を除きます。）なお、第 4 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。）

③ 投資対象とする金融商品

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

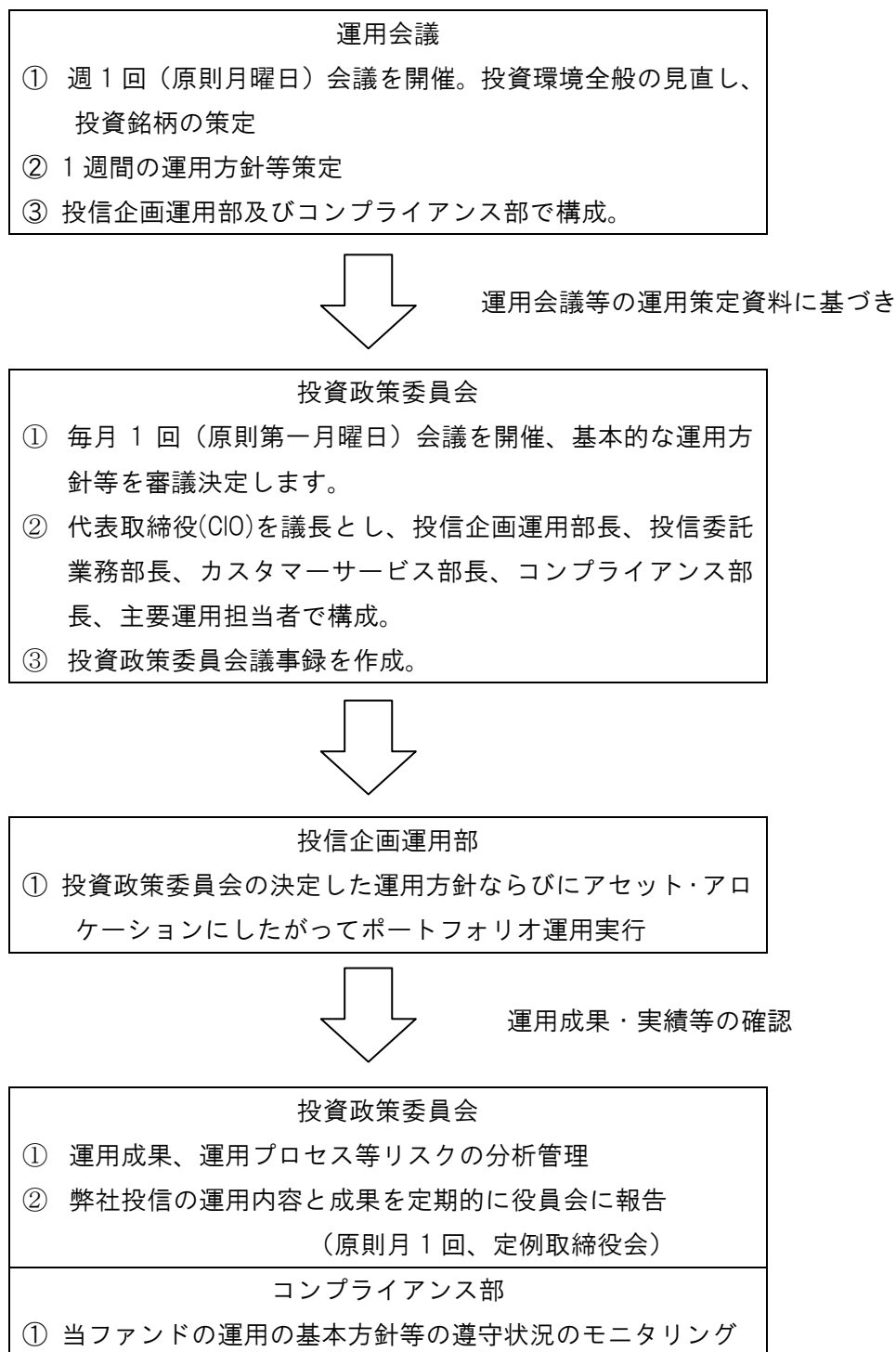
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) 【運用体制】



\*運用体制は平成23年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

\*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時（毎年8月31日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

##### a. 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### b. 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。（分配を行わないこともあります。）

##### c. 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

##### ② 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。

\* 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われ、税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

- ・ 株式への直接投資は行いません。
- ・ 投資信託証券への投資割合等には制限を設けませんが、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。
- ・ 信用取引の指図は行いません。
- ・ 資金の借入れを行うことができます。当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

### 3 【投資リスク】

- ① 当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、株式の価格変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家の皆様の投資元金が保証されているものではありません。

- ② 投資対象とする投資信託の主なリスクは以下の通りです。

#### a. 価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。また 公社債は、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。一般に金利低下時には債券価格が上昇し、逆に金利上昇時には債券価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条

件等によりばらつきがあります。

b.流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組み入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

c.ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合やそれらに関する当該企業に対する外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、損失を被るリスクがあります。

d.為替変動リスク及びカントリーリスク

外貨建て資産を保有する場合は、当該通貨と、円との為替変動の影響を受け損失を生ずる事があり得ます。また、当該国・地域の政治・経済及び社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生ずるリスクがあります。

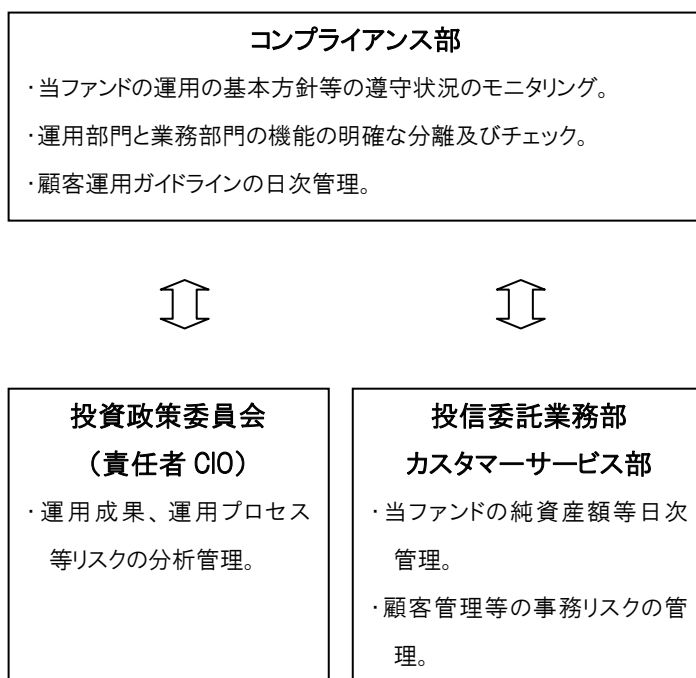
e.ファンド資産の流失によるリスク

多額の解約が一時にあった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないこともあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により損失を被るリスクがあります。

\* ファンドが投資対象とする投資信託は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

③ リスク管理体制

弊社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



\* リスク管理体制は、平成 23 年 10 月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率（当初）に消費税及び地方消費税を加算した年 10,000 分の 94.5 の率を乗じて得た額とします。設定元本部分が増加した際の信託報酬の総額、信託報酬にかかる委託会社、受託会社及び販売会社との間の配分は次のとおりとなります。

時期	項目	費用・税金				
		純資産総額が	信託報酬の総額	委託会社	受託会社	販売会社
毎日	信託報酬の総額及び配分（純資産総額に対し）	250億円まで	年率0.9450 (税抜 0.9000%)	年率0.4620 (税抜 0.4400%)	年率0.1050 (税抜 0.1000%)	年率0.3780 (税抜 0.3600%)
		250億円超 500億円まで	0.8925% (税抜 0.8500%)	0.4515% (税抜 0.4300%)	0.0945% (税抜 0.0900%)	0.3465% (税抜 0.3300%)
		500億円超 750億円まで	0.8400% (税抜 0.8000%)	0.4410% (税抜 0.4200%)	0.0840% (税抜 0.0800%)	0.3150% (税抜 0.3000%)
		750億円超 1000億円まで	0.7875% (税抜 0.7500%)	0.4305% (税抜 0.4100%)	0.0735% (税抜 0.0700%)	0.2835% (税抜 0.2700%)
		1000億円超	0.7350% (税抜 0.7000%)	0.4200% (税抜 0.4000%)	0.0630% (税抜 0.0600%)	0.2520% (税抜 0.2400%)

・信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

・信託報酬に対する消費税相当額等の費用を信託財産は負担します。

※税額は平成 23 年 10 月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

※この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

※実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して概算で年 1.6%±0.3%です。当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（平成 23 年 10 月末日現在）

指定投資信託証券の名称	信託報酬（年率）
さわかみファンド	1.05%（税抜 1.00%）
トヨタグループ株式ファンド F（適格機関投資家専用私募）	0.378%（税抜 0.360%）
社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）	0.84%（税抜 0.80%）
TMA 長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉	0.49875%（税抜 0.475%）

ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）	1.05%（税抜 1.00%）
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）	1.05%（税抜 1.00%）
A L A M C O ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007（適格機関投資家専用）	1.365%（税抜 1.30%）
commons 30 ファンド（適格機関投資家用）	0.63%（税抜 0.6%）
キャピタル・インターナショナル・U S グロースアンドインカム・ファンドクラス X(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)※	1.00%

※平成 23 年 11 月 30 日付で指定投資信託証券に加わりました。

#### （4）【その他の手数料等】

- ① 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用、税金、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、及び売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。
- ② その他  
その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、信託財産から收受する信託報酬より委託会社が支弁します。

#### （5）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

##### ◇ 個人、法人別の課税の取扱いについて

<個人の受益者に対する課税>

（平成 25 年 12 月 31 日まで）

##### ①収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

##### ②解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

(平成 26 年 1 月 1 日以降)

#### ①収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

#### ②解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として 20%（所得税 15% および地方税 5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

#### <法人の受益者に対する課税>

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され 7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収されます。なお、上記 7%の税率は平成 26 年 1 月 1 日からは、15%（所得税 15%）となります。地方税の源泉徴収はありません。

・益金不算入制度は適用されません。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については税務署等にご確認下さい。

#### ◇ 個別元本について

① 追加型株式投資信託について、受託会社毎の信託時の受益権の価額等（販売手数料及び当該販売手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照下さい。）

#### <収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当

該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(ご参考) 《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	—	—
換金時 (解約請求)	信託財産留保金	—	—

(平成 25 年 12 月 31 日まで)

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10%※
換金時 (解約請求)	所得税および地方税	—	換金時の差益に対して 10%※
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益に対して 10%※

※個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の受益者に対する課税」をご覧ください。

(平成 26 年 1 月 1 日以降)

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×20%※
換金時 (解約請求)	所得税および地方税	—	換金時の差益に対して 20%※
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益に対して 20%※

※個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。

※ 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

## 5 【運用状況】

以下は平成23年10月末現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	6,295,877,322	86.71
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	964,922,700	13.29
合計（純資産総額）		7,260,800,022	100

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	社会貢献ファンド	1,571,542,949	8,604.00	1,352,155,553	8,622	1,354,984,330	18.66
2	日本	投資信託 受益証券	TMA長期投資 ファンド	1,587,180,002	7,922.47	1,257,439,544	8,078	1,282,124,005	17.66
3	日本	投資信託 受益証券	さわかみファンド	1,015,494,028	10,833.00	1,100,084,680	10,926	1,109,528,774	15.28
4	日本	投資信託 受益証券	commons30ファ ンド	750,494,614	8,841.83	663,574,799	9,112	683,850,692	9.42
5	日本	投資信託 受益証券	トヨタグループ株 式ファンドF	693,960,447	8,340.00	578,763,012	8,225	570,782,467	7.86
6	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェ スト・エマージングマ ケッツ・ファンドSA	623,389,123	8,093.00	504,508,817	8,133	507,002,373	6.98
7	日本	投資信託 受益証券	ALAMCO ハリス グローバルバリュ ー	653,522,912	6,156.00	402,308,704	6,593	430,867,655	5.93
8	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェ スト・ヨーロッパ・ ファンドSA	460,662,483	7,429.00	342,226,158	7,744	356,737,026	4.91

参考資料

● 組入ファンドの株式組入上位 10 銘柄（平成 23 年 10 月末日現在）

「さわかみファンド」

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.63
2	ブリヂストン	ゴム製品	3.59
3	三菱重工業	機械	2.81
4	国際石油開発帝石	鉱業	2.49
5	花王	化学	2.46
6	パナソニック	電気機器	2.35
7	商船三井	海運業	2.32
8	信越化学工業	化学	1.95
9	デンソー	輸送用機器	1.87
10	キヤノン	電気機器	1.65

\* 上記組入比率は、純資産総額に対する比率です。

「トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）」

トヨタグループ株式マザーファンドの株式組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	保有比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	49.94%
2	デンソー	輸送用機器	17.23%
3	アイシン精機	輸送用機器	5.92%
4	豊田自動織機	輸送用機器	5.81%
5	ダイハツ工業	輸送用機器	4.75%
6	豊田通商	卸売業	3.53%
7	ジェイテクト	機械	2.38%
8	日野自動車	輸送用機器	2.13%
9	小糸製作所	電気機器	1.53%
10	豊田合成	輸送用機器	1.46%

\* 上記保有比率は、現物株式組入れ=100%とした各銘柄の比率です。

「社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）」

ALAMCO 社会貢献マザーファンドの株式組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	構成比率
1	関西ペイント	化学	3.7%
2	スタンレー電気	電気機器	3.6%
3	堀場製作所	電気機器	3.5%
4	高砂熱学工業	建設業	3.5%
5	中国塗料	化学	3.4%
6	伊藤園	食料品	3.3%

7	京セラ	電気機器	3.3%
8	マキタ	機械	3.3%
9	リンテック	その他製品	3.2%
10	オイレス工業	機械	3.2%

\* 上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉」

	銘柄名	業種	構成比率
1	キーエンス	産業用エレクトロニクス	3.4%
2	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL A	保険	3.1%
3	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	3.1%
4	BG GROUP PLC	エネルギー	3.0%
5	関西ペイント	基礎素材	2.9%
6	エア・ウォーター	基礎素材	2.8%
7	三菱商事	商社	2.8%
8	テルモ	医薬品・ヘルスケア	2.7%
9	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2.7%
10	シマノ	機械	2.6%

※ 比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	DANONE	生活必需品	6.7%
2	SAP AG	情報技術	5.5%
3	INDITEX	一般消費財・サービス	5.4%
4	ESSILOR INTL	ヘルスケア	5.2%
5	COLOPLAST-B	ヘルスケア	4.9%
6	DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	4.8%
7	LINDE AG	素材	4.7%
8	SODEXO	一般消費財・サービス	4.7%
9	LVMH MOET HENNESSY	一般消費財・サービス	4.7%
10	L'OREAL	生活必需品	4.3%

※ 比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-ADR	情報技術	5.3%
2	GOLD FIELDS LTD	素材	4.2%
3	JBS SA	生活必需品	4.0%
4	CHINA LIFE INSURANCE	金融	3.9%

5	SABMILLER PLC	生活必需品	3.7%
6	TENCENT HOLDINGS	情報技術	3.7%
7	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス	3.6%
8	RANDGOLD RES LTD	素材	3.2%
9	CCR SA	資本財・サービス	2.9%
10	GENTING BERHAD	一般消費財・サービス	2.8%

※ 比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド2007（適格機関投資家専用）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	6.3%
2	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	4.3%
3	ADECCO SA-REG	商業・専門サービス	3.7%
4	ALLIANZ SE	保険	3.7%
5	AKZO NOBEL	素材	3.6%
6	JULIUS BAER GROUP LTD	各種金融	3.5%
7	APPLIED MATERIALS	半導体・半導体製造装置	3.5%
8	DAIMLER AG-REG	自動車・自動車部品	3.4%
9	CARNIVAL CORP	消費者サービス	3.3%
10	PUBLICIS GROUPE	メディア	3.2%

\* 上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「コモンズ30（適格機関投資家用）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	日揮	建設業	4.08%
2	楽天	サービス業	4.06%
3	シスメックス	電気機器	3.87%
4	小松製作所	機械	3.68%
5	マキタ	機械	3.64%
6	堀場製作所	電気機器	3.58%
7	ローソン	小売業	3.51%
8	ユニ・チャーム	化学	3.51%
9	旭化成	化学	3.38%
10	ファーストリテイリング	小売業	3.37%

※ 比率は平成23年8月末時点のマザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	—	86.71
合計		86.71

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

平成 23 年 10 月末日および同日前 1 年以内における各月末ならびに  
下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成 16 年 9 月 1 日)	161,533,737	—	1.0000	—
第 1 期 (平成 17 年 8 月 31 日)	813,453,652	—	1.0705	—
第 2 期 (平成 18 年 8 月 31 日)	3,255,488,912	—	1.2526	—
第 3 期 (平成 19 年 8 月 31 日)	6,857,065,724	—	1.2681	—
第 4 期 (平成 20 年 9 月 1 日)	6,847,698,905	—	1.0075	—
第 5 期 (平成 21 年 8 月 31 日)	7,075,133,780	—	0.8878	—
第 6 期 (平成 22 年 8 月 31 日)	6,850,562,504	—	0.8014	—
第 7 期 (平成 23 年 8 月 31 日)	7,105,766,275	—	0.7940	—
平成 22 年 10 月末日	7,039,443,944	—	0.8172	—
11 月末日	7,455,887,960	—	0.8616	—
12 月末日	7,661,506,883	—	0.8824	—
平成 23 年 1 月末日	7,840,585,848	—	0.8986	—
2 月末日	7,837,822,070	—	0.8994	—
3 月末日	7,708,804,782	—	0.8807	—
4 月末日	7,692,869,311	—	0.8769	—
5 月末日	7,637,280,504	—	0.8680	—
6 月末日	7,745,678,206	—	0.8776	—
7 月末日	7,714,014,342	—	0.8691	—
8 月末日	7,105,766,275	—	0.7940	—
9 月末日	7,049,620,175	—	0.7831	—
10 月末日	7,260,800,022	—	0.8031	—

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	△20.55%
第5期	△11.88%
第6期	△9.73%
第7期	△0.92%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

## 運用実績

当初設定日:2004年9月1日  
作成基準日:2011年10月31日

最新の運用実績は表紙に記載のホームページでご確認いただけます。  
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 基準価額・純資産の推移



### 分配金の推移

2005年8月	2006年8月	2007年8月	2008年8月	2009年8月	2010年8月	2011年8月	設定来累計
0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円

※分配金は1万口あたり、税引前の分配金を記載しております。  
※基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。

### 主要な資産の状況

#### 組入れファンドの比率

資産クラス(主として)	比率
社会貢献ファンド	日本株式 18.7%
TMA長期投資ファンド	日本株式及び先進国株式 17.7%
さわかみファンド	日本株式 15.3%
コモンス30ファンド	日本株式 9.4%
トヨタグループ株式ファンドF	日本株式 7.9%
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	新興国株式 7.0%
ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド2007	先進国株式 5.9%
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	先進国株式 4.9%
現金等	— 13.3%

・資産クラスは2011年10月31日現在、主として投資対象としている地域を表示しています。  
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

#### ファンド全体 (各ファンド合計)の 資産配分状況

国内株式	60.0%
海外株式(先進国)	16.7%
海外株式(新興国)	6.6%
その他(現金等)	16.6%

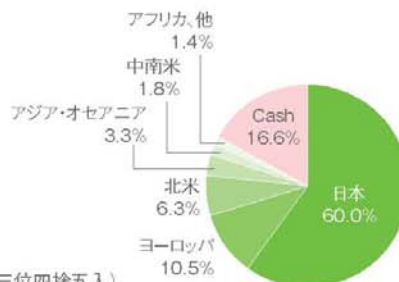
・各ファンドの10月31日のデータを基に作成  
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)  
・その他(現金等)比率は投資先ファンド当該区分加重平均値を含む数値

### 年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。  
※2004年は設定日から年末までの、2011年は10月31日までの収益率を表示(小数点第三位四捨五入)

#### 地域別投資比率



#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みの受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ② 受益権の販売単位は1千円以上1円単位とします。
- ③ 買い付け口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。

なお、申込手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(1) 申込手数料」をご参照ください。

- ④ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みを制限すること、および当該取得申込みの受付を中止すること、ならびに既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

※ 取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託会社および販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

- ⑤ 当ファンドのお取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

## 2 【換金（解約）手続等】

当ファンドは、原則としてファンドの設定日以降のいつでも換金することができます。

- ① 受益者は、委託会社に1円以上1円単位の『金額指定』、または『全額換金』の指示をもって、一部解約の請求をすることができます。（『金額指定』解約の場合、計算時に口座残高が請求金額に満たない場合には、自動的に『全額換金』として処理されます。）
- ② 当該解約口数の計算には原則として申込日の翌々営業日における基準価額を用い、解約口数の計算で生ずる1口未満の端数金額は切上げます。  
基準価額は、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
- ③ 解約請求の受け付けは原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ④ 一部解約実行の請求を受け付けた場合には、委託会社はこの信託契約の一部を解約します。解約は、原則として解約の実行の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から支払われます。
- ⑤ 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の解約請求の受け付けを中止することがあります。その場合、受益者は解約請求の受付中止以前に行なった当日の解約の受け付けを撤回できるものとします。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱うこととします。

※一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。当該請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

上記(1)及び(2)の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

〔照会先〕

・ ありがとう投信株式会社

電話 03-5807-9710

ホームページ <http://www.39asset.co.jp/>

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信

売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

- ② 基準価額（受益証券1口当りの純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

〔照会先〕

・ ありがとう投信株式会社

電話 03-5807-9710

ホームページ <http://www.39asset.co.jp/>

- ③ 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

## （2）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

信託期間は、無期限です。（平成16年9月1日設定）。

ただし、後述「(5)【その他】① 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

## （4）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後述「(5)【その他】① 信託の終了」による解約の日までとします。

## （5）【その他】

### ① 信託の終了

a. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前項の事項 a.について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c. 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える

- ときは、a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - f. c.から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
  - g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - h. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「② 信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - i. 後述の「⑤ 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い b.」に該当することとなったときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の変更事項のうちその内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内、委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、a.の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしない事としたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 a.~e.の規定に従います。
- g. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 a.~e.の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 b.の書面の交付を原則として行ないません。

③ 運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。また委託会社は「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、付属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に交付します。

④ 信託財産に関する報告

受託会社は、毎決算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときには最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤ 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は上記②の規定に従い、新受託会社を選任します。
- b. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ ワラント、新受益証券予約権またはオプション

ワラント・新受益証券予約権またはオプションの発行に基いてファンド証券を買付ける権利は受益者に付与されません。

⑧ 委託会社の営業譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

⑨ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4 【受益者の権利等】

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金（解約）請求権を有しています。受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ① 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。当ファンドは分配金再投資専用であるため、委託会社は原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われ、毎計算期間終了日の翌営業日に税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ② 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

※ 当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### ③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

### ④ 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### ⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約（3[資産管理等の概要]（5）[その他] ① 信託の終了）、または信託約款の変更（同② 信託約款の変更）を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥ 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがって、その議決権等は存在しません。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期(平成21年9月1日から平成22年8月31日まで)および第7期(平成22年9月1日から平成23年8月31日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 22 年 11 月 19 日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人  
指定社員  
業務執行社員  
公認会計士 立野 晴朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとうファンドの平成 22 年 8 月 31 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 11 月 14 日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 立野 晴朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとうファンドの平成 23 年 8 月 31 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

# 1【財務諸表】

## ありがとうファンド

### (1)【貸借対照表】

区分	第6期	第7期
	平成22年8月31日現在	平成23年8月31日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	62,506	767,027
コール・ローン	1,114,000,000	1,025,000,000
投資信託受益証券	5,772,162,039	6,121,061,267
流動資産合計	6,886,224,545	7,146,828,294
資産合計	6,886,224,545	7,146,828,294
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,548,772	4,882,631
未払受託者報酬	3,790,325	4,019,897
未払委託者報酬	30,322,944	32,159,491
流動負債合計	35,662,041	41,062,019
負債合計	35,662,041	41,062,019
純資産の部		
元本等		
元本	8,548,233,352	8,949,466,060
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,697,670,848	△1,843,699,785
(分配準備積立金)	(182,301,276)	(173,067,810)
元本等合計	6,850,562,504	7,105,766,275
純資産合計	6,850,562,504	7,105,766,275
負債・純資産合計	6,886,224,545	7,146,828,294

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第6期	第7期
	自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日	自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	627,697	435,306
有価証券売買等損益	△658,788,364	△12,960,772
営業収益合計	△658,160,667	△12,525,466
営業費用		
受託者報酬	7,437,500	7,891,083
委託者報酬	59,500,599	63,129,297
営業費用合計	66,938,099	71,020,380
営業利益又は営業損失(△)	△725,098,766	△83,545,846
経常利益又は経常損失(△)	△725,098,766	△83,545,846
当期純利益又は当期純損失(△)	△725,098,766	△83,545,846
一部解約に伴う当期純利益の分配額又は一部解約に伴う当期純損失の分配額(△)	△9,662,953	29,110,809
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△894,367,807	△1,697,670,848
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,725,635	88,814,507
(当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額)	( 43,725,635)	( 88,814,507)
剰余金減少額又は欠損金増加額	131,592,863	122,186,789
(当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額)	( 131,592,863)	( 122,186,789)
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,697,670,848	△1,843,699,785

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期	第7期
	自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日	自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日
有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間 末日の前営業日の基準価額で評価 しております。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 6 期	第 7 期
	平成 22 年 8 月 31 日現在	平成 23 年 8 月 31 日現在
1. 期首元本額	7,969,501,587 円	8,548,233,352 円
期中追加設定元本額	964,774,144 円	854,181,616 円
期中一部解約元本額	386,042,379 円	452,948,908 円
2. 計算期間末における受益権の総数	8,548,233,352 口	8,949,466,060 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,697,670,848 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,843,699,785 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 6 期	第 7 期
	自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日	自 平成 22 年 9 月 1 日 至 平成 23 年 8 月 31 日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (926,898,610 円) 及び分配準備積立金 (182,301,276 円) より分配対象額は 1,109,199,886 円 (1 口当たり 0.129758 円) であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (988,203,527 円) 及び分配準備積立金 (173,067,810 円) より分配対象額は 1,161,271,337 円 (1 口当たり 0.129759 円) であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

区分	第 6 期	第 7 期
	自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日	自 平成 22 年 9 月 1 日 至 平成 23 年 8 月 31 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であ	同左

	り、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク及びカントリーリスク、資産の流失によるリスクにさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した業務部門・コンプライアンス部門が随時信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリング、投資制限のチェックを行っています。また定期的に投資政策委員会を開催し、運用プロセスやファンド組入れ状況の検証を行っております。	同左

## 2.金融商品の時価等に関する事項

区分	第6期 自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日	第7期 自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済さ	同左

	れるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(追加情報)

第 6 期 自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日	第 7 期 自 平成 22 年 9 月 1 日 至 平成 23 年 8 月 31 日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日)を適用しております。	—

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 6 期 平成 22 年 8 月 31 日現在	第 7 期 平成 23 年 8 月 31 日現在
	損益に含まれた 評価差額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	△658,788,364	△109,480,873
合計	△658,788,364	△109,480,873

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 6 期 自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日	第 7 期 自 平成 22 年 9 月 1 日 至 平成 23 年 8 月 31 日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 6 期 自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日	第 7 期 自 平成 22 年 9 月 1 日 至 平成 23 年 8 月 31 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第 6 期 平成 22 年 8 月 31 日現在	第 7 期 平成 23 年 8 月 31 日現在
1口当たり純資産額	0.8014 円	0.7940 円
(1万口当たり純資産額)	(8,014 円)	(7,940 円)

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(平成 23 年 8 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(平成 23 年 8 月 31 日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)
投資信託受 益証券	社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)	1,571,542,949	1,352,155,553
	TMA長期投資ファンド	1,549,406,141	1,227,439,544
	さわかみファンド	1,015,494,028	1,100,084,680
	commons 30 ファンド	695,111,362	613,574,799
	トヨタグループ株式ファンドF(適格機 関投資家専用私募)	693,960,447	578,763,012
	ニッポンコムジェスト・エマージングマ ーケッツ・ファンドSA	623,389,123	504,508,817
	ALAMCOハリスグローバルバリュー	653,522,912	402,308,704

	株ファンド 2007		
	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・フ ァンドSA	460,662,483	342,226,158
投資信託受 益証券計	銘柄数：8		6,121,061,267
	組入時価比率：86.1%		100%
合 計			6,121,061,267

(注) 組入時価比率は組入時価の純資産に対する比率、評価額欄の比率は合計金額に対する比率です。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成23年10月末日現在

I 資産総額	7,278,639,532 円
II 負債総額	17,839,510 円
III 純資産総額 (I - II)	7,260,800,022 円
IV 発行済口数	9,040,780,563 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.8031 円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### ① 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

### ② 受益者名簿

作成しません。

### ③ 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### ④ 受益権の譲渡

a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

b. 上記 a. の申請のある場合には、上記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口

数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- c. 上記 a.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

⑤ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託者に対抗することができません。

⑥ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑦ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑧ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

※ 当ファンドの受益権は振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

⑨ その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

特にありません。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### ①資本の額（平成23年10月末日現在）

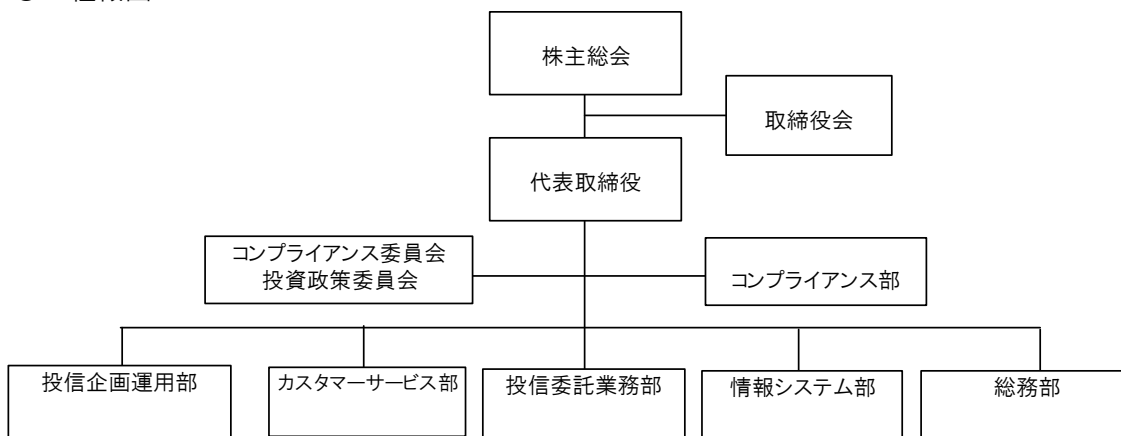
資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

###### ※最近5年間における資本の額の増減

平成19年4月2日	: 180,000 千円
平成20年9月30日	: 200,000 千円
平成21年3月30日	: 225,000 千円
平成22年3月9日	: 265,000 千円

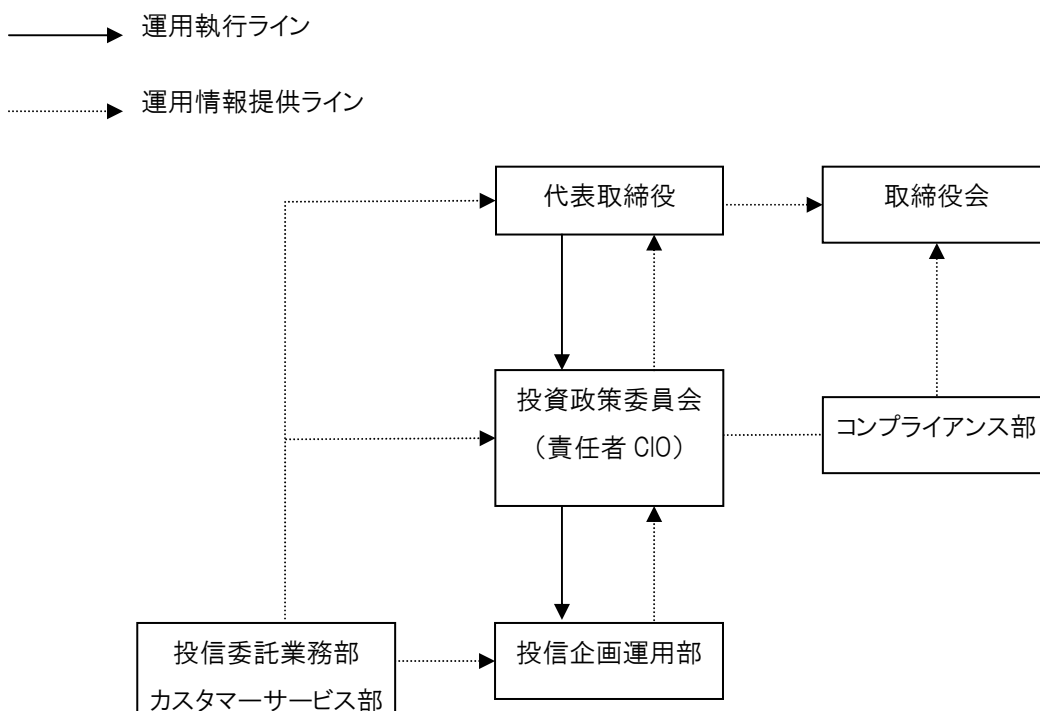
###### ②会社の機構

###### ○ 組織図



○ 投資運用の意志決定機構

投資運用の意思決定プロセス



**2【事業の内容及び営業の概況】**

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成 23 年 10 月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1 本	7,260,800,022 円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の第7期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第8期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第7期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第8期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 22 年 11 月 9 日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

立 野 晴 朗

印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成 22 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 25 日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

立 野 晴 朗

印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成 23 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

科目	注記番号	第7期 (平成22年3月31日現在)			第8期 (平成23年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金			57,204			47,426	
直販顧客分別金信託			1,231			3,039	
前払費用			580			614	
未収委託者報酬			5,003			5,420	
その他流動資産			0			0	
流動資産計			64,019	48.7		56,500	47.1
固定資産	※1						
有形固定資産							
器具備品		1,089			513		
有形固定資産計			1,089	0.8		513	0.4
無形固定資産							
ソフトウェア		1,738			1,295		
無形固定資産計			1,738	1.3		1,295	1.1
投資その他の資産							
投資有価証券		64,638			61,649		
長期前払費用		67			42		
投資その他の資産計			64,705	49.2		61,691	51.4
固定資産計			67,533	51.3		63,500	52.9
資産合計			131,553	100.0		120,000	100.0
(負債の部)							
流動負債							
顧客からの預り金			1,231			163	
預り金			212			238	
未払金			2,968			3,096	
未払費用			2,159			2,170	
未払法人税等			629			625	
未払消費税等			576			1,162	
流動負債計			7,778	5.9		7,455	6.2
固定負債							
株主、役員又は従業員からの長期借入金			25,000			25,000	
退職給付引当金			330			610	
固定負債計			25,330	19.3		25,610	21.3
負債合計			33,108	25.2		33,065	27.6
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			265,000	201.4		265,000	220.8
利益剰余金			△161,193	△122.5		△169,714	△141.4
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△161,193			△169,714		
株主資本合計			103,806	78.9		95,285	79.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△5,362	△4.1		△8,351	△7.0
純資産合計			98,444	74.8		86,934	72.4
負債純資産合計			131,553	100.0		120,000	100.0

## (2) 【損益計算書】

科目	注記 番号	第7期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日			第8期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬		53,700			58,771		
営業収益計			53,700	100.0		58,771	100.0
営業費用							
支払手数料		17,688			19,316		
広告宣伝費		558			364		
委託計算費		4,800			4,800		
営業雑経費		10,212			8,207		
通信費		(6,114)			(5,013)		
印刷費		(3,078)			(2,116)		
諸会費		(1,020)			(1,078)		
営業費用計			33,259	61.9		32,688	55.6
一般管理費							
給与		29,207			28,250		
役員報酬		(6,650)			(8,400)		
給与手当		(15,889)			(13,701)		
賞与		(3,420)			(3,000)		
法定福利費		(3,248)			(3,149)		
旅費交通費		1,892			1,493		
租税公課		952			665		
不動産賃借料		600			600		
退職給付費用		330			280		
固定資産減価償却費		1,566			1,019		
事務用品費		299			286		
消耗品費		1,139			329		
その他		2,162			1,311		
一般管理費計			38,150	71.0		34,236	58.3
営業損失			17,709	△33.0		8,153	△13.9
(営業外損益の部)							
営業外収益							
受取利息		0			0		
その他営業外収益		32			14		
営業外収益計			33	0.1		15	0.0
営業外費用							
支払利息		99			74		
その他営業外費用		13			17		
営業外費用計			113	0.2		92	0.2
経常損失			17,789	△33.1		8,231	△14.0
税引前当期純損失			17,789	△33.1		8,231	△14.0
法人税、住民税及び事業税		290	290	0.5	290	290	0.5
当期純損失			18,079	△33.7		8,521	△14.5

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第7期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第8期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
株主資本			
資本金	前期末残高	225,000	265,000
	当期変動額		
	新株の発行	40,000	—
	当期変動額合計	40,000	—
	当期末残高	265,000	265,000
利益剰余金			
その他利益剰余金 繰越利益剰余金	前期末残高	△143,113	△161,193
	当期変動額		
	当期純損失	△18,079	△8,521
	当期変動額合計	△18,079	△8,521
	当期末残高	△161,193	△169,714
利益剰余金合計			
	前期末残高	△143,113	△161,193
	当期変動額		
	当期純損失	△18,079	△8,521
	当期変動額合計	△18,079	△8,521
	当期末残高	△161,193	△169,714
株主資本合計			
	前期末残高	81,886	103,806
	当期変動額		
	新株の発行	40,000	—
	当期純損失	△18,079	△8,521
	当期変動額合計	21,920	△8,521
	当期末残高	103,806	95,285
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△20,440	△5,362
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	15,078	△2,989
	当期変動額合計	15,078	△2,989
	当期末残高	△5,362	△8,351
評価・換算差額等合計	前期末残高	△20,440	△5,362
	当期変動額		
	株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	15,078	△2,989
	当期変動額合計	15,078	△2,989
	当期末残高	△5,362	△8,351

純資産合計	前期末残高	61,446	98,444
	当期変動額		
	新株の発行	40,000	—
	当期純損失	△18,079	△8,521
	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,078	△2,989
	当期変動額合計	36,998	△11,510
	当期末残高	98,444	86,934

[重要な会計方針]

第7期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	第8期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>    その他有価証券     時価のあるもの</p> <p>        決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）を採用しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>    その他有価証券     （同 左）</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>    有形固定資産</p> <p>        定率法によっております。なお取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>        主な耐用年数は以下の通りです。</p> <p>        器具備品          3～5年</p> <p>    無形固定資産</p> <p>        自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>    長期前払費用</p> <p>        均等償却によっております。なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>    有形固定資産     （同 左）</p> <p>    無形固定資産     （同 左）</p> <p>    長期前払費用     （同 左）</p>

<p>3.引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。</p> <p>なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>退職金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、金額的重要性が増してきたため、当事業年度より退職給付引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>この結果、従来の方によった場合に比較して、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が330千円増加しております。</p>	<p>3.引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金</p> <p>（同 左）</p> <p>—</p>
<p>4. 消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>4. 消費税等の会計処理方法</p> <p>（同 左）</p>

[会計方針の変更]

<p>第7期</p> <p>自 平成21年4月1日</p> <p>至 平成22年3月31日</p>	<p>第8期</p> <p>自 平成22年4月1日</p> <p>至 平成23年3月31日</p>
<p>—</p>	<p>（資産除去債務に関する会計基準等の適用）</p> <p>当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）」を適用しております。これによる当事業年度の営業損益、経常損益及び税引前当期純損益に与える影響はありません。</p>

[表示方法の変更]

第7期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第8期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1.従来、区分掲記していた「役員長期借入金」は、当事業年度より「株主、役員又は従業員からの長期借入金」に科目名を変更しております。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1.前事業年度において一般管理費の「その他」に含めて表示していた研修費のうち、顧客等対象研修に該当する費用については、営業費用としての性格を有するため、当事業年度から営業費用の「広告宣伝費」として表示しております。</p>	—————

[注記事項]

(貸借対照表関係)

第7期 (平成22年3月31日現在)	第8期 (平成23年3月31日現在)
<p>※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">器具備品      1,152千円</p>	<p>※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">器具備品      1,729千円</p>

(損益計算書関係)

第7期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第8期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
—————	—————

(株主資本等変動計算書関係)

第7期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日					第8期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日				
1 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	平成21年 3月末	増加	減少	平成22年 3月末	株式の種類	平成22年 3月末	増加	減少	平成23年 3月末
普通株式	22,500株	4,000株	—	26,500株	普通株式	26,500株	—	—	26,500株
<p>注)普通株式の発行済株式総数の増加4,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。</p>					2 剰余金の配当に関する事項				
2 剰余金の配当に関する事項					<p>配当金支払額</p> <p>該当事項はありません。</p>				
<p>配当金支払額</p> <p>該当事項はありません。</p>									

(リース取引関係)

第7期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	第8期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第7期(平成22年3月31日現在)

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。投資信託設定当初より、自社投資信託を保有し、今後も保有を続ける方針です。また、他の金融商品への投資は行わない方針です。

資金調達については、株主からの借入が中心となっており、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場における価格変動のリスクに晒されています。未払金、未払法人税等および未払消費税等は、すべて1年以内の支払期日であります。未払金、未払法人税等、未払消費税等および長期借入金は、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社では、自社保有の投資信託の価格変動リスク管理のため、取締役会の監視の下、投信企画運用部が継続的なモニタリングを行っています。その他のリスクについては資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含めております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	57,204	57,204	-
(2) 直販顧客分別金信託	1,231	1,231	-
(3) 未収委託者報酬	5,003	5,003	-
(4) 投資有価証券			
①その他有価証券	64,638	64,638	-
資産計	128,077	128,077	-
(1) 未払金	2,968	2,968	-
(2) 未払法人税等	576	576	-
(3) 未払消費税等	629	629	-
(4) 株主、役員又は従業員からの長期借入金	25,000	25,000	-
負債計	29,174	29,174	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)投資有価証券

証券投資信託は市場価格を時価としております。

負債 (1)未払金、(2)未払法人税等、(3)未払消費税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)株主、役員又は従業員からの長期借入金

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	57,204	-	-
直販顧客分別金信託	1,231	-	-
未収委託者報酬	5,003	-	-
合計	63,438	-	-

(追加情報)

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

第8期(平成23年3月31日現在)

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。投資信託設定当初より、自社投資信託を保有し、今後も保有を続ける方針です。また、他の金融商品への投資は行わない方針です。資金調達については、株主からの借入が中心となっており、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。投資有価証券は市

場における価格変動のリスクに晒されています。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金、長期借入金は、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社では、自社保有の投資信託の価格変動リスク管理のため、取締役会の監視の下、投信企画運用部が継続的なモニタリングを行っています。その他のリスクについては資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含めております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	47,426	47,426	-
(2) 直販顧客分別金信託	3,039	3,039	-
(3) 未収委託者報酬	5,420	5,420	-
(4) 投資有価証券			
① 其他有価証券	61,649	61,649	-
資産計	117,534	117,534	-
(1) 未払金	3,096	3,096	-
(2) 株主、役員又は従業員からの長期借入金	25,000	25,000	-
負債計	28,096	28,096	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)投資有価証券

証券投資信託は市場価格を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)株主、役員又は従業員からの長期借入金

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	47,426	-	-
直販顧客分別金信託	3,039	-	-
未収委託者報酬	5,420	-	-
合計	55,885	-	-

(有価証券関係)

第7期(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	-	-	-
②債券	-	-	-
③その他(投資信託受益証券)	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	-	-	-
②債券	-	-	-
③その他(投資信託受益証券)	64,638	70,000	△5,362
小計	64,638	70,000	△5,362
合計	64,638	70,000	△5,362

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第8期（平成23年3月31日現在）

1. その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託受益証券）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託受益証券）	61,649	70,000	△8,351
小計	61,649	70,000	△8,351
合計	61,649	70,000	△8,351

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第7期	第8期
自 平成21年4月 1日	自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月31日	至 平成23年3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第7期	第8期
自 平成21年4月 1日	自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月31日	至 平成23年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

<p>2.退職給付債務に関する事項</p> <p>退職給付債務 <u>△330千円</u></p> <p>退職給付引当金 <u>△330千円</u></p> <p>(注)退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項</p> <p>勤務費用 <u>330千円</u></p> <p>退職給付費用 <u>330千円</u></p>	<p>2.退職給付債務に関する事項</p> <p>退職給付債務 <u>△610千円</u></p> <p>退職給付引当金 <u>△610千円</u></p> <p>(注)退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項</p> <p>勤務費用 <u>280千円</u></p> <p>退職給付費用 <u>280千円</u></p>
--	--

(税効果会計関係)

第7期	第8期
自 平成21年4月 1日	自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月31日	至 平成23年3月31日
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払事業税 138千円</p> <p>減価償却超過額 66千円</p> <p>退職給付引当金 134千円</p> <p>その他有価証券評価差額金 2,182千円</p> <p>税務上の繰越欠損金 <u>64,148千円</u></p> <p>繰延税金資産小計 66,669千円</p> <p>評価性引当金 <u>△66,669千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 <u>-千円</u></p> <p>繰延税金資産の純額 <u>-千円</u></p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払事業税 136千円</p> <p>減価償却超過額 47千円</p> <p>退職給付引当金 248千円</p> <p>その他有価証券評価差額金 3,398千円</p> <p>税務上の繰越欠損金 <u>67,327千円</u></p> <p>繰延税金資産小計 71,158千円</p> <p>評価性引当金 <u>△71,158千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 <u>-千円</u></p> <p>繰延税金資産の純額 <u>-千円</u></p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>

(セグメント情報等)

第8期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(追加情報)

第8期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者情報)

第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)役員及び個人主要株主等

種類	会社の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	石 塚久美雄	—	—	当社非常勤取締役	(被所有)直接67.2	資金の借入	当社への貸付(注1)	15,000	未払費用	19
							資本金への振替(注2)	15,000		
							利息の支払(注1)	25		
							出資の受入	40,000		
個人主要株主	村 山甲三郎	—	—	当社顧問	(被所有)直接20.0	資金の借入	当社への貸付(注1)	15,000	株主、役員又は従業員からの長期借入金	25,000
							利息の支払(注1)	81		
									未払費用	32

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1)借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、当該借入金には担保は差し入れておりません。

(注2)借入金を出資財産とする現物出資による第三者割当増資を行ったものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)役員及び個人主要株主等

種類	会社の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
個人主要株主	村 山甲三郎	—	—	当社顧問	(被所有)直接20.0	資金の借入	利息の支払(注1)	74	株主、役員又は従業員からの長期借入金	25,000
									未払費用	37

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1)借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、当該借入金には担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第7期		第8期	
自 平成21年4月 1日		自 平成22年4月 1日	
至 平成22年3月31日		至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	3,714円89銭	1株当たり純資産額	3,280円54銭
1株当たり当期純損失	794円64銭	1株当たり当期純損失	321円55銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たりの当期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たりの当期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	18,079千円	損益計算書上の当期純損失	8,521千円
普通株式に係る当期純損失	18,079千円	普通株式に係る当期純損失	8,521千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	22,752株	普通株式の期中平均株式数	26,500株

(重要な後発事象)

第7期		第8期	
自 平成21年4月 1日		自 平成22年4月 1日	
至 平成22年3月31日		至 平成23年3月31日	
_____		_____	

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令

で定めるものを除きます。)

- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

### a. 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### b. 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任及び解任します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出を行います。また、委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認が必要となります。

### c. 訴訟事件その他の重要事項

平成23年10月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

委託会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までであり、毎営業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※ 平成23年10月末日現在

#### (2)販売会社

該当会社はありません。

### 2【関係業務の概要】

受託会社

受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。

### 3 【資本関係】

受託会社

該当事項はありません。

### 第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8) ファンドの名称について『ありがとうファンド』を、『ファンドの宝石箱』と表記することがあります。

追加型証券投資信託

# 『ありがとうファンド』

## 約 款

ありがとう投信

Arigato Asset Management Inc.

<追加型証券投資信託 ありがとうファンド>

## 運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

当ファンドは、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、複数のファンドに分散投資を行ない、信託財産の成長を計ることを目標として運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券(投資信託の受益証券(投資法人の投資証券を含みます。))以下同じ。)を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用成果については、特定のベンチマークを設けることはしません。

短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50%未満とします。
- ③ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行ないません。

### 3. 収益分配方針

(1) 当ファンドは、毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

#### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

#### ② 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

(2) 当ファンドは分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益証券の取得申込金として、各受益者(委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます。)毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。

# 追加型証券投資信託 『ありがとうファンド』 約款

## (信託の種類、委託者及び受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ありがとう投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

## (信託の目的及び金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

## (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第43条第2項の規定による信託終了日又は信託契約解約日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

## (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## (受益権の分割及び再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第17条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

## (受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行いません。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載又は記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解

約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載又は記録するよう申請します。振替受入簿に記載又は記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載又は記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載又は記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者および金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)並びに保護預り会社(委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益証券につき、保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社をいいます。以下同じ)又は第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の取得申込単位及び価額)

第12条 委託者自ら、又は委託者の指定する販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした当該取得申込者に対し、委託者および指定販売会社が個別に定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1円の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に又は予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行なわれます。なお、委託者(第37条の2の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前1項の規定に関わらず、受益者が第35条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第12条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める特定資産の種類をいいます。)は次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
  1. 為替手形

(有価証券及び金融商品の指図範囲等)

第14条 委託者は、信託金を、主として別に定める証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、第1号の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券の新株予約権証券および短期社債等を除きます。)なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

(公社債の借入れ)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をおこなうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その越える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品賃料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資)

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外国建資産の円換算及び予約為替の評価)

第20条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券の保管等)

第22条 受託者は、信託財産に属する投資信託受益証券を、当該信託に係る受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第23条 金融機関又は金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 26 条 委託者は、前条の規定による一部解約金の代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金及び有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却又は解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当期間とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 30 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 17 年 8 月 31 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 32 条 信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等(以下「諸経費」といいます。)は、委託者が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 33 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、次により計算した額とします。

- ・信託財産の純資産総額に応じて、段階的に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

250 億円以下の場合	年 1 万分の 90
250 億円超 500 億円以下の場合	年 1 万分の 85
500 億円超 750 億円以下の場合	年 1 万分の 80
750 億円超 1,000 億円以下の場合	年 1 万分の 75
1,000 億円超の場合	年 1 万分の 70
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月の終了日(当該日が休業日のときは翌営業日とします。)及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 34 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 収益分配金、利子、貸付有価証券に係る品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に当該終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に係る収益分配金(委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定する販売会社に交付します。なお、委託者の指定する販売会社は、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款に従う契約に基き、当該受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載又は記録されます。

- ② 委託者は、委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ③ 委託者は、前項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第 38 条第 3 項の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に関わらず、その都度当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第 38 条 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 信託を終了する場合に支払われる償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第 1 項及び第 2 項を除きます)に規定する一部解約金及び償還金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、一部解約金及び償還金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第 36 条 受益者が、信託終了による償還金について第 35 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、一部解約金及び償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、一部解約金については第 35 条第 4 項に規定する支払日まで、償還金については第 35 条第 5 項にそれぞれ規定する支払開始日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金及び償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 37 条の 2 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載又は登録等に関する業務を委任することができます。

(信託の一部解約)

第 38 条 受益者は、平成 16 年 9 月 1 日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指示をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。

- ② 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託約款の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌々営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出

した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 38 条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定に関わらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第 42 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任することができないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうちその内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求)

第 45 条 第 39 条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 3 項又は前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續きに関する事項は、第 39 条第 2 項又は前条第 2 項に規定する公告又は書面に付記します。

(公 告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託財産に係る計算における端数の処理方法)

第 47 条 この信託に係る全ての計算において 1 口未満又は 1 円未満の端数が生じる場合には、原則として受益者全体の利益となるように、切上げ又は切捨ての処理を行います。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 35 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条の規定および受益権と読み替えられた規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 9 月 1 日

委託者 東京都台東区上野 3 丁目 19 番 4 号 サカイビル  
ありがとう投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町 2 丁目 2 番 2 号 アーバンネット大手町ビル 19F  
野村信託銀行株式会社

## 1. 別に定める投資信託証券

約款第 14 条の別に定める投資信託証券とは、次の投資信託および投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

- ・追加型証券投資信託 さわかみファンド
- ・追加型証券投資信託 トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)
- ・追加型証券投資信託 社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)
- ・追加型証券投資信託 TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定)
- ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定)
- ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定)
- ・追加型証券投資信託 ALAMCO ハリス グローバル バリュー株ファンド 2007(適格機関投資家専用)
- ・追加型証券投資信託 コモンズ 30 ファンド(適格機関投資家用)
- ・追加型証券投資信託 キャピタル・インターナショナル・U S グロースアンドインカム・ファンドクラス X (ルクセンブルグ籍  
円建外国投資法人)